

## 第28回大空町農業委員会総会議事録

令和元年9月24日第28回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

3番 石田正俊	4番 苫米地正幸	5番 澤井忠雄
6番 丹羽真治	7番 岡内浩之	8番 小久保謙
9番 長尾照幸	11番 渡邊恵二	12番 伊藤博幸
13番 井上良幸	14番 田中悟	15番 田中秀雄
16番 齊藤貞利	18番 岩原秀嗣	19番 佐藤廣治
20番 渡辺誠	21番 石田敦	23番 岡本シゲ子
24番 遠藤哲也	25番 長谷川伸一	26番 永倉誠二
27番 山神正信		

#### (2) 欠席者

1番 石原せつえ	2番 江口美世司	10番 早川敏幸
17番 赤石昌志	22番 福田重幸	

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主査 渡邊豪	主事 片山樹弥
----------	--------	---------

第28回大空町農業委員会総会議事録

午後2時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第28回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆様ご苦勞さまでございます。</p> <p>今回の17号の台風も最初は風雨ともひどくなるということで、北海道にもちょっと被害が出るのかなと思っていたんですけども、幸いにも雨が30ミリぐらいでおさまったということで安心しているところでございます。</p> <p>今年は春から順調に作物も推移しまして、いつとき5月の20日に風害があつて、被害にあつた作物もあるかと思ひますが、その後順調に推移しまして秋蒔き小麦も順調に刈取りも進み、いま水田ももう半分ぐらい進んでいるということで、自分もそんなにもう進んでいるのかなってびっくりしたところでございますけども、これからまた来月に入りますと、小豆だとかビートの最終の作物の収穫がございまして。皆さん機械等には十分注意されまして作業を進めていただきたいと思います。</p> <p>今回の議案の中には農地最適化推進委員、それと農業委員の定数などもございます。御審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>それとまた、先ほど総会が始まる前に農政振興部会がございまして、令和元年度の要望書についても委員協議会で協議させていただきたいと思ひます。</p> <p>今日は第28回の総会でございます。</p> <p>御審議をいただきますようお願い申し上げます、簡単ですがご挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>8月26日開催の第27回総会後の活動状況報告を、お手元に配布</p>

山神会長	<p>の資料により説明いたします。  (活動状況報告説明)</p> <p>ただ今より第28回農業委員会総会を開催いたします。  (午後2時36分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。  諸般の報告をいたさせます。  事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、22名であります。  赤石委員、江口委員、早川委員、福田委員、石原委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第8号までの合計23件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、3番石田正俊委員、4番苦米地委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。  渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和元年9月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>所有権移転関係の1番です。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、親子間の贈与に関する案件です。そのため、図面は省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
山神会長	これより所有権移転設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第1号所有権移転関係2番説明朗読】</b> この件につきましては、譲渡人が代表を務める法人が、今年度限りで離農することに伴う新規案件となります。 議案第1号利用権設定関係1番から6番についても同様の理由となります。 なお、譲受人については、今年度中に経営移譲を予定しているため、現経営者の子が譲受人となっています。 本件及び議案第1号利用権設定関係1番から6番について、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。なお、図面については1ページに掲載しております。 以上です。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。  譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま  す。  以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第 1 号の所有権移転関係 2 番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  次に所有権移転関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。  渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 1 号所有権移転関係 3 番説明朗読】</b>  この件につきましては、新規案件となります。図面は 2 ページに掲載して  おります。農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当して  いないことを確認しておりますので、ご審議願います。  以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いしま  す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。  譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用  形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま  す。  以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転設定関係 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第1号の所有権移転関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</b> この件につきましては、議案第1号所有権移転関係2番で説明した とおりです。図面は3ページとなります。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により          ○○委員の退席を求めます。          暫時休憩とします。</p> <p>(○○委員 退席)          (○○委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。          次に利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。          渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係2番説明朗読】          この件につきましては、議案第1号所有権移転関係2番で説明した          とおりです。図面は4ページとなります。          以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第○地区委員長より補足説明があればお願いします。          す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。          借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形          態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま          す。          以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。          これより利用権設定関係2番について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          暫時休憩とします。</p>

	(〇〇委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 3 番から 6 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 3 番から 6 番説明朗読】</b> この件につきましては、議案第 1 号所有権移転関係 2 番で説明したとおりです。 図面は、5 ページから 10 ページとなります。 以上です。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 3 番から 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 3 番から 6 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 7 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 7 番説明朗読】</b> この件につきましては、貸主の規模縮小に伴うもので、新規案件となります。図面は 11 ページとなります。



	<p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係7番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第4条の規定に基づき、農地の転用許可申請があったのでその可否について委員会の意見を求める。令和元年9月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第2号1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に農業用住宅を建設したいとの農地転用の申請があったものです。</p> <p>第〇地区農業委員さんにより、9月18日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいた</p>

	<p>だいております。</p> <p>また、農地法第4条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面については、12ページから15ページに掲載しております。</p> <p>農地法第4条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、9月18日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第2号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和元年9月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係1番説明朗読】</p>

山神会長	<p>この件については、新規の案件となります。図面については16ページとなります。</p> <p>8月30日に第〇地区農業委員によりあっせん会が開催されています。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、29.1ha、労働力は2人です。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第5地区農業委員により8月30日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号所有権移転関係2番説明朗読】</b></p> <p>この件については、賃貸借からの移行の案件となります。そのため、図面については省略しております。</p> <p>8月30日に第〇地区農業委員によりあっせん会が開催されています。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合して</p>

山神会長	<p>いることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案第1号所有権移転関係3番のとおりです。</p> <p>以上です。</p> <p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第5地区農業委員により8月30日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入が必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和元年9月24日提出大空町農業委員会会長 山神正信。</p>

	<p><b>【議案第4号1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第〇地区農業委員さんにより8月30日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案第1号所有権移転関係3番のとおりです。</p> <p>あっせんによる売買価格は、317番1は10a当たり30万円、317番2は10a当たり17万円、337番は10a当たり20万円、総額1051万8千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第4号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>【議案第4号2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第〇地区農業委員さんにより8月30日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、27.8ha、労働力は4人。</p> <p>あっせんによる売買価格は、田が10a当たり36万円、畑が10a当たり18万円、総額584万円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第4号の2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和元年9月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第5号所有権移転関係1番説明朗読】</b>  この件については、平成28年度に農地保有合理化事業を利用して、今回、早期に北海道農業公社より農地を購入するものです。  元の所有者は、〇〇氏です。  以上でございます。</p>
山神会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第6号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<p>議案第6号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和元年9月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第6号1番説明朗読】</b>  この件につきましては、9月20日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。  申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。  なお、図面につきましては、17ページに掲載しておりますのでご</p>

	<p>参照願います。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては9月20日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第6号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第6号2番説明朗読】</b> この件につきましては、9月20日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、18ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては9月20日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりで</p>



	<p>す。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第6号の2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号の2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第6号3番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、9月20日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、〇〇地番は宅地、〇〇地番は雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては、19ページ及び20ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては9月20日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第6号の3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号の3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に4番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第6号4番説明朗読】</b> この件につきましては、8月26日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認して頂いております。なお、図面につきましては、21ページに掲載しておりますのでご参照願います。 以上でございます。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては8月26日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
山神会長	これより議案第6号の4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号の4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に5番について、提案理由の説明を求めます。

	<p>渡邊主査。</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>【議案第6号5番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、8月30日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、22ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては8月30日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより議案第6号の5番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号の5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第7号「農地利用最適化推進委員を設置しないことについて」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>議案第7号「農地利用最適化推進委員を設置しないことについて」このことについて、次のとおり決定したいので審議を求める。令和元年9月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>

	<p><b>【議案第7号説明朗読】</b> 以上でございます。</p>
山神会長	これより議案第7号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第7番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第8号「要請書の提出について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第8号「要請書の提出について」このことについて次のとおり提出したいので審議を求める。令和元年9月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。
	<p><b>【別紙資料説明朗読】</b> 詳細、考え方につきましては先月の委員協議会の際に説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。 以上でございます。</p>
山神会長	これより議案第8号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第8番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

<p>渡邊主査</p>	<p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 令和元年9月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【報告第1号説明朗読】</b> 以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時20分)</p>

会 長

署名委員

署名委員